

第五十号議案

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区保育所の保育の実施に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第
十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

第 5 0 号議案

別表第 1（第 4 条関係）

保育料

	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴 収 月 額		
	階層区分	定 義	3 歳未満児	3 歳 児	4 歳以上児
一 般 分 徴 収 基 準	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円
	B	A 階層を除き前年分の所得税非課税世帯	0円	0円	0円
	C 1	前年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900円	1,300円	1,300円
	C 2	前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
	C 3	前年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,100円	2,700円	2,600円
	D 1	前年分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	6,800円	5,600円	5,600円
	D 2	前年分の所得税課税額が1,500円以上8,401円未満である世帯	8,400円	7,400円	7,300円
	D 3	前年分の所得税課税額が8,401円以上15,000円未満である世帯	9,500円	9,400円	9,300円
	D 4	前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	15,600円	11,000円	10,900円
	D 5	前年分の所得税課税額が30,000円以上45,000円未満である世帯	19,400円	12,900円	12,800円
	D 6	前年分の所得税課税額が45,000円以上60,000円未満である世帯	21,800円	14,500円	14,400円
	D 7	前年分の所得税課税額が60,000円以上75,000円未満である世帯	24,000円	16,000円	15,900円
	D 8	前年分の所得税課税額が75,000円以上90,000円未満である世帯	25,900円	17,200円	17,100円
	D 9	前年分の所得税課税額が90,000円以上106,000円未満である世帯	27,900円	18,500円	18,300円
	D 10	前年分の所得税課税額が106,000円以上125,000円未満である世帯	29,700円	19,800円	18,300円
	D 11	前年分の所得税課税額が125,000円以上147,000円未満である世帯	31,500円	21,000円	18,300円
	D 12	前年分の所得税課税額が147,000円以上169,000円未満である世帯	33,000円	21,900円	18,300円
	D 13	前年分の所得税課税額が169,000円以上194,000円未満である世帯	34,700円	22,900円	18,300円
	D 14	前年分の所得税課税額が194,000円以上219,000円未満である世帯	36,300円	22,900円	18,300円
	D 15	前年分の所得税課税額が219,000円以上245,000円未満である世帯	37,800円	22,900円	18,300円
	D 16	前年分の所得税課税額が245,000円以上271,000円未満である世帯	39,100円	22,900円	18,300円
	D 17	前年分の所得税課税額が271,000円以上299,000円未満である世帯	40,700円	22,900円	18,300円
	D 18	前年分の所得税課税額が299,000円以上438,000円未満である世帯	44,100円	22,900円	18,300円
	D 19	前年分の所得税課税額が438,000円以上582,000円未満である世帯	49,700円	22,900円	18,300円
	D 20	前年分の所得税課税額が582,000円以上727,000円未満である世帯	54,600円	22,900円	18,300円
	D 21	前年分の所得税課税額が727,000円以上である世帯	58,500円	22,900円	18,300円
付 加 基 準	C 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 4,000円以上である世帯は、C 2階層と認定する。				
	C 2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 6,000円以上である世帯は、C 3階層と認定する。				
	C 3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が 8,000円以上である世帯は、D 1階層と認定する。				
	D 1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯は、D 2階層と認定する。				

備考 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区保育所の保育の実施に関する条例別表第一の規定は、施行日以後の月分に係る保育料について適用し、同日前の月分の保育料については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、保育料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。